

令和8年3月

普通交付金収納事務（直接支払）に関する手引き

青森県国民健康保険団体連合会

## 普通交付金収納事務（直接支払）に関する手続き等について

- ◎「普通交付金収納事務（直接支払）に係る請求・支払のスケジュール」…P2  
市町村は、本会から送付される「請求書（普通交付金該当分）」の額を「普通交付金にかかる診療報酬等の決定額通知書」に転記し、本会あて送付願います。

※普通交付金の県への請求は、「青森県国民健康保険保険給付費等交付金交付要綱」により行ってください。

### （1）「普通交付金にかかる診療報酬等の決定額通知書」の記載方法…P3

（本会収納事務規則第5条第1項関係）～別紙1（記載例）

- ①毎月7日頃に本会より送付される「請求書（普通交付金該当分）」の金額を転記してください。

- ②「請求書（普通交付金該当分）」の金額は、国保総合システムより出力される「国民健康保険診療報酬等請求内訳書」のそれぞれの区分の金額と一致します。

- ③当該通知書を毎月15日（ただし、その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日等でない日。）までに本会へ送付願います。（メール可）

### （2）「国民健康保険診療報酬等計算書」の送付

（本会収納事務規則第5条第2項関係）…P4、5

本会では、市町村からの決定額通知書〔上記（1）〕を受領し、県からの交付金の収納（毎月18日（ただし、その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日等でない日。））を確認でき次第、当該計算書を送付します。～別紙2

- （3）年度末における事務処理スケジュールは、市町村での保険給付費等交付金に係る実績報告及び精算手続きのため特別日程となりますので、県等と協議のうえ後日通知します。

※各様式については、本会ホームページ「保険者の皆様へ」欄よりダウンロードできますので適宜ご使用ください。

## 普通交付金収納事務(直接支払)に係る請求・支払のスケジュール

### ◎平成30年4月～

日	連合会	市町村	県
6	①払込請求書送付(連合会→市町村)		
7		②払込請求書受領(連合会→市町村)	
8	⑤県へ請求書通知		⑥請求書受領(連合会→県)
9	④決定額通知書	※③決定額通知書	
10	受領期間	送付期間	
11	(市町村→連合会)	(市町村→連合会)	
15	8日～15日	7日～15日	
5			
18	⑧普通交付金収納(県→連合会)		⑦普通交付金支払(県→連合会)
	※⑨計算書送付(連合会→市町村)		
19		⑩計算書受領(連合会→市町村)	
20	診療報酬支払(支払早期分)		
28	診療報酬等支払(通常分)		

※③「普通交付金にかかる診療報酬等の決定額通知書」の送付(本会収納事務規則第5条第1項関係)

市町村は、本会から送付される「払込請求書(赤刷)」のうち、普通交付金に該当する診療報酬等の額を当該通知書に転記し、毎月15日(ただし、その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日等でない日。)までに本会あて送付していただきます。

※⑨「国民健康保険診療報酬等計算書」の送付(本会収納事務規則第5条第2項関係)

本会では、市町村から決定額通知書(③)を受領し、県から交付金の収納(毎月18日(ただし、その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日等でない日。))を確認でき次第、当該計算書を市町村に送付します。

# 別紙 1 (記載例)

令和〇〇年〇月〇日

青森県国民健康保険団体連合会  
理事長 〇〇 〇〇 殿

市町村名 〇〇市 (町・村)  
代表者名 〇〇 〇〇

## 普通交付金にかかる診療報酬等の決定額通知書

〇〇市(町・村)は、青森県国民健康保険団体連合会普通交付金収納事務規則(以下「収納事務規則」という。)第2条に規定する普通交付金について、標記診療報酬等の額が決定しましたので同規則第5条第1項の規定に基づき下記のとおり通知いたします。

記

請求書(普通交付金該当分)の額を右詰めで転記してください。

令和〇〇年〇月請求分(〇月診療分)

【国保一般】

(単位:円)

	その月に払い込むべき診療報酬等の額
診療報酬	㊦ 1,410,154,621
高額療養費	㊧ 178,342,241
療養費	㊨ 4,550,334
審査支払手数料	㊩ 5,442,132
合計	1,598,489,328

【退職】

(単位:円)

	その月に払い込むべき診療報酬等の額
診療報酬	㊦ ▲35,763
高額療養費	㊧ 0
療養費	㊨ 5,775
審査支払手数料	㊩ 399
合計	▲29,589

- ・「その月に払い込むべき診療報酬等の額」は、国保総合システムから出力される「国民健康保険診療報酬等請求内訳書」のそれぞれの区分の額と一致します。
- ・請求がない場合は、0円と記載してください。
- ・マイナス決定された場合においても、そのままの額を転記してください。
- ・当該通知書を毎月15日(ただし、その日が休日又は金融機関の休業日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日等でない日。)までに本会へ送付してください。

※出力方法～「作成帳票照会」→「年月範囲指定」→「請求内訳書(一般・(退職)合計)」

## 別紙 2

青 国 連 第 号  
令和 年 月 日

市（町・村）長 殿

青森県国民健康保険団体連合会  
理事長

### 国民健康保険診療報酬等計算書の送付について

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和 34 年政令第 41 号）第 6 条第 8 項の規定に基づき普通交付金（同条第 2 項に規定する普通交付金をいう。以下同じ。）の収納事務を貴市（町・村）から受託し、青森県から本会が収納した普通交付金（確定払）について、青森県国民健康保険団体連合会普通交付金収納事務規則（以下「収納事務規則」という。）第 5 条第 2 項第 1 号に規定する「その月に市町村が払い込むべき診療報酬等の額に応じて交付された普通交付金の額」等を別紙のとおり御連絡いたします。

つきましては、別紙の「その月に市町村が払い込むべき診療報酬等の額に応じて交付された普通交付金の額」（収納事務規則第 5 条第 2 項第 1 号の額）と「その月に市町村が払い込むべき診療報酬等の額」（同項第 2 号の額）とを対当額の範囲で相殺することについて御了知願います。

## 国民健康保険診療報酬等計算書

年 月請求分（市町村名）

【国保一般】

（単位：円）

	その月に市町村が払い 込むべき診療報酬等の 額に応じて交付された 普通交付金の額 （年 月収納分）	その月に市町村が払い込 むべき診療報酬等の額 （年 月請求分）	差 額
診療報酬			
高額療養費			
療養費			
審査支払手数料			
合 計			

【退職】

（単位：円）

	その月に市町村が払い 込むべき診療報酬等の 額に応じて交付された 普通交付金の額 （年 月収納分）	その月に市町村が払い込 むべき診療報酬等の額 （年 月請求分）	差 額
診療報酬			
高額療養費			
療養費			
審査支払手数料			
合 計			